

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業許可申請に必要な書類等

書類は2部作成(1部は市へ提出し、残り1部は申請者控えです)。

なお、住民票等の原本は1部のみで、残りはコピーでも可です。

法人申請 個人申請	添付書類等	チェック欄	備考
①	許可申請書 (第1面、第2面、第3面)		・産業廃棄物収集運搬業 新規・更新：様式第六号 変更：様式第十号 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業 新規・更新：様式第十二号 変更：様式第十六号
②	事業計画の概要を記載した書類		様式第一号の1～4
③	・車両等のカラー写真 ・車検証等の写し ・車両等の所有権(使用权)を有することを証する書類(賃貸契約書の写し等)		平成17年4月1日許可からは、車両両側面の「表示」が確認できる写真が必要。
④	運搬容器等のカラー写真		原則添付する。シート等
⑤	・積替え・保管場所のカラー写真 ・保管場所の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該場所の付近の見取図 ・保管場所の所有権(使用权)を有することを証する書類 ・公害防止対策等		※積替え・保管を行う場合のみ 土地登記事項証明書、賃借契約書の写し等
⑥	・事務所及び駐車場の周辺地図及び見取図 ・駐車場のカラー写真(全景が確認できるもの) ・駐車場の所有権(使用权)を有することを証する書類		土地登記事項証明書、賃借契約書の写し、駐車場の土地公図等
⑦	・(法人申請)定款(または寄附行為)及び登記事項証明書 ・(個人申請)住民票の写し、成年後見登記制度に登記されていないことの証明書		
⑧	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面		様式第二号
⑨	下記の者が成年後見登記制度に登記されていないことの証明書及び住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書) ・法第14条第5項第2号二に規定する役員 ・百分の五以上の株式を有する株主又は百分の五以上の出資を行っている出資者 ・令第6条の10に規定する使用人		※該当する者がいる場合のみ
⑩	収集・運搬に関する講習会修了証 ・(法人申請)代表者又は取締役 ・(個人申請)申請者		監査役は不可
⑪	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		様式第五号(法人) 様式第六号(個人)
⑫	・(法人申請)直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、税務署に提出した確定申告書の写し、法人税(その1)(国税)の納税証明書		確定申告書の写しは別表1、4
⑬	・(個人申請)資産に関する調書、直前3年の所得税の納税証明書、確定申告書の写し		様式第六号

○その他参考として、

- ・申請者及び処分業者が有している許可証の写し
- ・産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)のうち、次のものについて、その発生工程、性状を示す書類(計量証明等)【汚泥、鉬さい、ばいじん、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ】

があれば添付して下さい。